

Title	欧州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成
Sub Title	Das Gericht erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften : zur Genesis, Zuständigkeit und Zusammensetzung
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.12 (1992. 12) ,p.9- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川口實教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921228-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成

石 川 明

- 一 序 論
- 二 欧州共同体第一審裁判所の設置
- 三 管 轄
- 四 構 成
- 五 結びにかえて

一 序 論

ドイツ・ザールラント大学ヨーロッパ研究所から出版されているシリーズ小冊子二二三号でイギリス出身欧州裁判所判事 Sir Gordon Slym “Recent Developments in the Court of Justice of the European Communities” と題する講演記録がある。これによれば、近時イギリスにおいても学術分野における予算削減措置がとられているにもかかわらず欧州共同体（以下E G と略す）乃至欧州共同体法（以下E G R と略す）の研究は引続き発展の一途をたどり例えば Durham の大学ではE G R 研究の新しい教職ポストが新設されたり、Birmingham 大学でも欧州研究機関が開設され

たことが指摘されている。これらはEG及びEGRの研究の必要性緊急性を十分に示しているものと考えられる。そしてそのことは我が国においても例外ではないといえよう。

ところで我が国の場合EG研究はこれまで数多くなされてきているが、その研究の重点は私の印象でいえば、政治経済貿易及びそれらとの関連するかぎりでの法律問題に限定され、EGRプロパーの研究はそれらに匹敵するほど多くなされているとはいえないし、とりわけ欧州共同裁判所（以下EUGHと略す）及び欧州共同体第一審裁判所（以下GeIと略す）の司法制度論乃至訴訟法学的観点からの研究は散見される程度にとどまっているといえば言い過ぎであろうか。⁽¹⁾

しかしながらEUGHがEGの一機関としてEGRの解釈適用を通して、同法の発展ないしEGRの統一に果たしてきた役割はこれを決して過小評価することはできない。EUGHはその判決を通してEGの発展に事実上大きく貢献してきたこと、その影響力は絶大であることは以下の表現からも容易に理解することができる。すなわち、EUGHは「単にその時までに達成された統合状態を定着させるにとどまらず、これに加えてしばしば統合推進的な性格すら発揮し、その結果EUGHは時には「裁判官の政府(Gouvernement des Juges)」との批判をうけることすらあった」とか、あるいは「EUGH」は唯一効果的に機能する共同体機関である」ともいわれたのである。⁽²⁾⁽³⁾

EUGHが適用すべきEGRはその歴史も浅く現在生成過程にある法であるといつてよい。共同体法は各構成国の伝統的で且つ既成の法と国際法との間で近時ようやくその権威と地位を確定しつつあるものであるといえよう。同時に法共同体としての欧州共同体は厳格な法実現の為に本質的に要求される強制権を十分に与えられていなかった。そこでEUGHは、六〇年代の欧州経済共同体(EWG)の発展を契機にして思いきった前進的的原理的判決を通して共同体法の効力を明確にし、且つ安定させることをその使命とする必要性が認められた。⁽⁴⁾ かようにしてEUGHはこの場合裁判所の伝統的役割をこえて、しばしば「第一秩序の統合的ファクター(Integrationfaktor erster Ordnung)」として⁽⁵⁾

法形成的なものとして理解されている。

多くの *Causes célèbres* において EUGH のこの EG 法統合的役割は、EUGH の判例の一貫した特質として強調されてきている。⁽⁹⁾⁽⁷⁾ これを若干の事例にそくして具体的に考察すれば以下のとおりである。すなわち、EuGHE 1963, 3ff. — RS 26/62 „Van Gend & Loos” — において、EUGH は国際法的考察方法から著しく離れて、「いわゆる」第一次の共同体法の一定の規定の直接適用理論 (Doktrin der unmittelbaren Anwendbarkeit bestimmter Normen des primären Gemeinschaftsrechts, Durchgriffswirkung) を展開し、それによって同時に個人の権利保護を拡大したのである。EuGHE 1964, 1251ff. — RS 6/64 „Costa/ENEL” — は、国際法とは離れて、且つ構成国の法秩序に統一的に導入された独自の法秩序としての共同体のヴァージョンをはじめてもたらしめたのである。ここから、憲法を含む構成国の国内法に対する共同体法の無条件の優位性の原則が生まれたのである。EUGH はこの原則を繰返し頑固に擁護し強化してきた。EuGHE 1969, 419ff. — RS 29/69 „Slaender/Ulm” — 判決以降、同裁判所はその確定判例において共同体秩序における一般法原理の意味における不文の共同体基本法を発見したのである。EuGHE 1971, 264ff. — RS 22/70 „AETR” — 判決は、共同体の外交権のために共同体の専属的条約締結権が条約上明文をもって認められた権限についてのみならず、一定の事項が共同体法によって共同体内で規整される場合には、いかなる場合にも認められる旨の確固たる法形成を展開したのである。EUGH は共同体の権限の個別制限列挙性の原則を共同体行為のダイナミックな拡大のためにあまりにも狭く理解しないよう試みるべき旨を判示している。例えば EuGH 1985, 594ff. — RS 293/83 — „Gravier” 判決がその例である。

EUGH の共同体法形成にあたって、構成国側から繰返して EUGH が「裁判官の政府 (Gouvernement des Juges)」の意味において裁判官の権限を超える活動をしているとの、強い批判を加えられてきたのである。しかしながら EUGH の共同体法形成傾向はこれ迄に本質的に認められるようになった。

このような観点からみた場合、EGRの理解ひいてはそれをとおしてするEGの理解のためにEUGH及びGeIの司法制度論乃至訴訟法学的観点からの研究の必要性はこれをいくら強調しても、しすぎることはないというべきであらう。特にEGがマーストリヒト条約の締結により、政治的統合へ向けて第一歩を踏み出した今日において、EGを一つの連邦国家にみたてると第三権力としての司法権はEUGH及びGeIに委ねられた形をとっていることからみて、前記必要性の強調は必ずしも必要とはいえないであらう。

本稿は筆者が企画しているEUGHおよびGeIの司法制度論乃至訴訟法学的観点からの研究の一部をなすものである。本稿はEUGHおよびGeIのうち特にGeIにしぼり、しかもその設置の背景、管轄並びに構成に限って考察したものである。序論注1でも指摘したようにその設置の背景管轄及び構成について既に解説があるが、本稿はそれらと若干重複する処もあるものの、やや異なる角度から解説・論及したものである。本稿は主としてHans-Jürgen Rabe, *Das Gericht erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften*, NJW 1989, Heft 48, S. 3041ff. に負うところが大い。記して感謝の意を表しておきたい。

(1) 判例タイムズ七三二二号(一九九〇年九月二五日)に「ECの司法制度」の特集がある。ここに岡村堯「EC(ヨーロッパ共同体)の立法と司法」吉野正三郎「EC法の形成と先行判決手続」斎藤哲「EC裁判所における法形成の構造—法務官(アボカ・ジュネラル)の役割を中心として」滝沢正「EC行政訴訟の概念と機能」吉野正三郎・青木亮子「ECの第一審裁判所創設について」等の論稿があり、このほか桑田三郎「欧州共同体第一審裁判所の創設について」工業所有権法研究三六巻一号(通巻一〇四号)、欧州裁判所規程に関する議定書の翻訳については黒神聡「欧州原子力共同体司法裁判所規程に関する議定書」愛知学院大学論叢・法学研究一八巻一号以下、裁判所訴訟手続規則の翻訳については黒神聡「欧州共同体司法裁判所訴訟手続規則」(一)(二)「愛知学院大学論叢・法学研究一九巻二号、三号、二〇巻一号、春日偉知郎「欧州共同体裁判所手続規則」比較法雑誌一五巻三号等がある。

(2) Oppermann, *Europarecht*, 1990, S. 131; näher Pernice in: Grabitz (Hrsg.), *Komm EWGV*, 1983, Art. 164, RdNr. 40f.
 (3) 因みに筆者は一九九一年度日本学術会議の二国間代表派遣団の一員として「ブリュッセルのEG本部を訪問」Erasmus

計画の調査を担当したが、E G R が構成国の国内法に浸透していく現実を目のあたりに見て、E G R 研究の必要性を痛感した。ここに私のE G R 研究の契機を与えてくれた日本学術会議に対し感謝の意を表したい。

- (4) Monaco, RDE 1987, S 147 f.
- (5) Schlochau, FS Halstein, 1966, S. 431 ff.
- (6) Rasmussen, ELRev. 1988, S. 28 ff.
- (7) Oppermann, a. a. O., S. 134 f.
- (8) マーストリヒト条約の評価については Georg Rees 「欧州連合とその欧州諸共同体との関係の新たな法律的性質」(石川明訳) 法学研究六五卷一一号一頁以下参照。

二 欧州共同体第一審裁判所の設置

1 その背景

G e I は欧州共同体条約(以下EWGVと略す)一六八条a並びに欧州単一議定書(以下EEAと略す)により設置され、一九八九年一〇月三一日G e I の構成も終りその職務を開始したものである。⁽¹⁾ G e I はEuGHの負担軽減を目的とし、若干の重要な領域において事実審としての役割を担う。すなわち、共同体公務員身分関係訴訟、競争法事件、E G K S 条約 (Vertrag über die Gründung der Europäischen Gemeinschafts für Kohle und Stahl 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約) 関係の一定の手続、それとの関係での損害賠償請求事件等がこれである。G e I はEuGHの手続法とはほぼ同様であるがG e I の機能を効果的に發揮するためこれとは若干の相違点もみられるG e I それ自体の訴訟手続を有している。Verfahrensordnung des Gerichts erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften vom 2. Mai 1991 がそれである。以下G e I の設置の背景について考察してみたい。

G e I の設置以前長年にわたり、E G R 関係の法曹実務家、学者のみならずEuGHですら、事実審裁判所すなわ

ち第一審裁判所の設置を待望していた。それには多くの理由があったが、欧州統合の発展に伴って、EUGHの取扱う事件数が飛躍的に増大したことがその主要な要因である。例えばEWGV一七七条による国内裁判所の提出決定に基づく先行判決手続、EWGV一七三条による取消訴訟、EWGV一六九条により委員会が構成国に対し提起する訴訟等々がこれである。これら諸事件数の飛躍的増加は、EUGHの負担を劇的といつてよいほど増加させた。そしてその結果EUGHの訴訟係属期間が長期化したのである。特に国内裁判所がEUGHに提出決定をした訴訟にとつては好ましくならざる状況をもたらしたのである。というのは国内裁判所ですでに訴訟係属が長期化する傾向があるのに加えて、提出決定によってEUGHに係属した事件が再び長期化すると、全体的にみて訴訟係属の長期化が二重になるという点である。事実関係が複雑で多くの立証を必要とする事件については増々その傾向が加速される。例えばアンチダンピング事件、カルテル事件、経済法関係事件がそれである。EUGHはこの種の事件について訴訟係属期間が著しく長期化し、それが権利保護制度として機能を十分に果さなくなりつつあるという状況にあった。⁽²⁾そしてそれは同時に欧州市民の権利保護を不十分なものとするものでもあった。EUGHのすべての手続関係者、すなわち裁判官、法務官、弁護士及び当事者はこの点の大きな問題性を認識していたのである。

このような状況の下でEEAの審議にあたりGeIを設置しようとするかねてからの考え方を実現する政治的可能性が生まれてきたのである。このEUGHの切なる願望は、支持を増やしなからEEAによりEWGV一六八条aとして実現することになったのである。⁽⁴⁾この規定によると欧州理事会はEUGHの申立に基づいて、欧州委員会及び欧州議会の意見を聴取し、自然人並びに法人の提起する一定の種類⁽⁵⁾の訴を第一審として管轄しその第一審判決に対して法律問題に限ってEUGHに上訴することができる裁判所の設置を、EUGHのほか認めることができることになったのである。EUGHはEEAの施行前既に理事会に対しGeIの組織案並びにEUGHの訴訟手続の修正案を提出している。⁽⁵⁾この原案は、EEAの施行前すなわち一九八七年前半に既に理事会の作業部会の審議にかけられている。⁽⁶⁾

EuGHは一九八七年秋に若干の修正を加えるにとどめて原案を最終案として確定したのである。この提案に基づいて理事会は一九八八年一〇月二四日GeI設置の決定（以下R決定と略す）を下したのである。⁽⁷⁾かくしてGeIは各構成国の政府によって任命された裁判官の宣誓によって構成され、その職務を開始したのである。

上記各条約はGeIがEuGHとは別個の裁判所である旨規定している。すなわちGeIはEuGHの一構成部分ではなく、独立の裁判所であり、独立の裁判部を有する。GeIはLuxemburgに設置され、⁽¹⁰⁾財政的理由から一定の範囲で人的構成及び物的設備をEuGHと共有している。⁽¹¹⁾

GeIはEuGHと同様に三共同体全体（EWG、EAG及びEGKS）に共通の裁判所である。前記各共同体条約は同一内容の規定を有しており、R決定は三共同体のすべてのEuGHの規定を修正している。以下GeI設置の問題点を含めて管轄、構成、EWGV及びEuGHのこれに対応する規則にそくした説明をしたい。手続及び上訴については別稿にゆずる。

2 GeI設置の問題点

イ EuGHそれ自体の組織の拡大

EuGHの負担軽減策としてはGeIの設置以外の方法も考えられたのではないかと思われる。例えばEuGHそれ自体の拡大という方法もありえたであろう。例えば裁判官を増員して大裁判部を二つにするとか、三人の裁判官をもって構成する裁判部を四部から八部に増やすとかいう方法がこれである。前者の場合二つの大裁判部の法律解釈が異なる可能性があり、後者の場合も裁判部の数が増加すればそれだけ余計に相互間の法律解釈が矛盾する可能性が増加するであろう。前者の場合二つの大裁判部の連合部をもって裁判するという対策が考えられないわけではない。大裁判部や裁判部の増設は今後新構成国の加盟があった場合裁判官の増員をも当然に考えなければならない事態に立ち

いたるがゆえに、負担軽減の一つの方向として考えておくべき問題であろう。将来構成国の増加に伴ってE u G H自
 体の組織拡大を考えなければならぬ時期は必ず到来するであろう。⁽¹²⁾ E Gはそれにもかかわらず結局E u G Hの組織
 拡大というよりむしろG e Iの設置に踏み切ったのである。

ロ 裁判権の分掌

G e Iのように特定の事件についてE u G Hの下級審としての第一審裁判所として構成するのではなく、ドイツの
 司法制度にみられる裁判権の分掌のような職分を異にするE u G Hとは全く別系列の裁判所を設けこれにE Gの裁判
 権を分掌させるという方法も負担軽減の一つの対策ではなかったかと思われる。しかしこの方法も採用されなかった。
 E u G Hそれ自体がドイツ及びイタリアの憲法裁判所ないしフランスの *Conseil d'Etat* (訳す場合は国務院、但し国家評
 議会とする訳もあるが定訳ではない)を範として設置されたものであるから、G e Iを上記の方法で構成することはでき
 なかったものと推測される。

ハ 訴訟手続の改善

G e Iの設置がE u G Hの負担軽減に役立ったことに間違いはなく、この点はその設置が高く評価されてよいもの
 と思われる。というのはG e Iが第一審裁判所として一定の種類の事件を管轄しないかぎり、E u G Hはその過重な
 負担から殆ど免れることができず機能不全の状態に立ちいたったことは間違いないことは容易に予想されるからであ
 る。しかしながら問題はG e Iによる事件の分担に相当するあるいはそれをはるかに上廻る程度にE u G Hの事件数
 が増加しているという点である。例えば一九八八年～一九八九年E u G Hの新受事件数は四〇五件であったが、一九
 八九年～一九九〇年についてはこの新受事件数が若干ながら減少傾向を示した。その理由の一端はG e Iによる事件の
 分担に求められる。しかしながら係属事件数はE u G H並びにG e Iとも増加傾向を示している。E u G Hの訴訟
 係属期間も一件につき約二五ヶ月を要する旨が報告されている。⁽¹³⁾

このような事態に直面するとE u G H並びにG e Iともその訴訟手続を訴訟促進の立場から改革することが負担過重に対する解消策の重要な要素として考えられなければならないであろう。前記S y n e判事はこの点で以下の改善策を提案していることは注目に値する。すなわち①訴状、答弁書、準備書面などの簡素化、その提出期限の短縮化②欠席裁判制度の導入③口頭主義の後退とそれに対応する書面主義化④G e IとE u G Hの職分管轄の配分の再検討⑤G e IからE u G Hへの上訴制限等がこれである。⁽¹⁴⁾

ニ 先例拘束性の問題

既述のとおりE u G Hがドイツ・イタリアの憲法裁判所並びにフランスの *Conseil d'Etat* を範にしているが、同じく構成国である英国のコモンローの法律家からみるとその判例に先例拘束性の原理が働くのか否か、E u G Hが全く新しい国際的司法機関であるだけに気になる処である。ましてやG e Iが設置されたことによって問題は更に拡大したといっていえないこともないのである。すなわち、E u G HとG e Iそれぞれの判例の間で先例拘束性の原理が働くのか否か働くとするればどのような形で働くことになるのかという問題が生じてくる。例えば一九九〇年にE u G Hが法律解釈Aを判示したが一九九一年にG e Iが同一の法律問題についてB解釈を判示した場合、以後A Bいずれの法判断が優先するのか。E u G HとG e Iがいずれも全く新しいタイプの国際司法機関であるだけに *common law* の法律家の目からみても問題のある処であろう。この問題はいまだ解明された問題とはいえない。⁽¹⁵⁾

以上G e Iの設置に伴う問題点の一端を列挙したが、いずれにしてもE u G H並びにG e Iの負担過重性はE G加盟国数の増加並びに統合の発展に伴って著しく増大することが予想され、現在の体制では対応しきれない時が予想以上に近い将来にくるであろうことが考えられる。それに備えてE Gの裁判所制度を抜本的に考えなおさなければならぬ時期に来ているのではないかと思われる。

(14) G e I設置の背景事情並びに経過については吉野・青木・前掲論文に詳細に述べられているので繰返さない。

- (2) Everling, EUR 1988, 344.
- (3) ABIEG, Nr. L169 v. 29. 6. 1987.
- (4) 同様の規定は他の二つの共同体条約にも挿入された。E G K S 条約三四条 a 及び E U R A T O M 条約一四〇 a がそれである。
- (5) Schwarze, Fortentwicklung des Rechtsschutzes in der Europäischen Gemeinschaft, 1987, S. 228 ff.
- (6) Neve, Betr. 1988, 2393.
- (7) ABIEG L. 319 v. 25. 11. 1988. 参考として ABIEG Nr. C 215 v. 21. 8. 1989.
- (8) Art. 168 a III EWGV, ABIEG Nr. L 220 v. 29. 7. 1989.
- (9) ABIEG Nr. L 317 v. 31. 10. 1989, S. 48.
- (10) R 決定一条。
- (11) R 決定により付加された E U G H 規則四五条二項。
- (12) Slynn, a. a. O., S. 28.
- (13) Slynn, a. a. O., S. 32 ff.
- (14) Slynn, a. a. O., S. 32 ff.
- (15) Slynn, a. a. O., S. 30 f.

三 管 轄

1 G e i の管轄

G e i の管轄は R 決定第三条によって比較的狭く且つ制限列举されている。⁽¹⁾ 第一は公務員身分関係訴訟 (Beamtenklage) すなわち共同体とその公務員との身分関係の訴訟である。⁽²⁾ その限りでは E u G H はこの種の多数の事件の負担を免れることができたようになった。第二は E W G V 一七三条二項及び一七五条三項の競争法関係事件したがって E

WGV八五条以下の適用が問題になるカルテル事件における取消訴訟 (Anfechtungsklagen EWGV 一七三条) 及び不作為訴訟 (Untätigkeitsklagen EWGV 一七五条)⁽³⁾である。この種の事件にあつては複雑で広範囲な事実関係を調査し解明することが必要となる。一方ではこの種の事件をGeIの管轄として、GeIが従来EUGHが行っていたのとは比較にならない高度の事実審理を行うことが期待されている。しかるがゆえにこれらの事件がGeIの管轄とされたといえよう。他方ではEUGHは長期にわたりこの領域について一連の重要な判例を展開してきたのである。したがってGeIは今後このEUGHの発展させた判例の線にそつて事実審理を充実させる形でその存在価値を発揮することになることが予測される。

GeIの第二の管轄はEGKS条約三三条II項及び三五条により委員会に対し提起され且つEGKS条約五〇条及び五七条乃至六六条による決定に関する訴えである。そこで問題になる事実関係は石炭生産における生産と価格、カルテルの禁止と承認、制裁金 (Geldbußen) 並び企業結合に関する決定などに関するEG委員会への処分である。鉄鋼の生産割当 (Stahlgute) 決定に対する訴訟もこれに属する。これらの諸問題がGeIの管轄とされたのは、それらが最も複雑で強力な事実解明努力を必要とするものだからである。

GeIの第三の管轄は損害賠償請求訴訟である。⁽⁴⁾EUGHが理事会決定三三条I項によつて管轄を有する取消訴訟又は不作為訴訟の対象である法律的行爲と関係のある損害賠償請求訴訟に限定される。EUGHはその提案のなかでGeIの管轄をEWGV二一五条の損害賠償請求訴訟のすべてに拡張することをしなかつたし、理事会も右提案にしたがつてそれをしなかつたのである。EUGHはGeIの管轄に含まれない損害賠償の訴において、損害額の判断をGeIに委ねることができる。EUGHの従来の実務において、EUGHが損害賠償請求の訴の原因のみを判断するにとどめ、当事者が一定の期間内に損害賠償請求額に関する合意を当事者に委ねるといふ問題も回避することができることになつたのである。⁽⁵⁾

2 Ge Iの管轄とされなかった事項

通商政策 (Handelspolitisch) 領域における不作為を求める訴乃至は法律的行为に対する訴について、理事会は Ge I に関する E u G H の提案を容れなかった。ここでは共同体の關係したダンピング又は補助金 (Subvention) の事件における保護措置が問題になる。勿論このケースでも事実の確定が重要な役割を果す極めて複雑な事件が問題になるので、過去においてこの種の訴えは、E u G H にとり相当過重な負担となっていたのは事実である。⁽⁶⁾ 加えて、訴訟手続の長期化は経済的観点からみても原告に与える影響は大きく問題とされていたのである。⁽⁷⁾

アンチダンピング事件を Ge I の管轄とすることについては就中特にフランス及びイタリアの支持をうけて欧州委員会がこれに反対していた。多くの場合法律解釈が問題になるから、この種事件を Ge I の管轄に含めても E u G H に上訴が提起されることになり E u G H の負担軽減になるわけではないであろうとの議論がなされたのである。⁽⁸⁾ として Ge I の管轄とした場合右の通り Ge I から E u G H に上訴がなされると結局訴訟係属が長期化して当事者の利益にならないことになる。時間的要素を度外視して利害関係人のための手続保障を予定している委員会の行政手続がアンチダンピング乃至補助金措置に関する理事会の決定方式に先行するとの議論も重要なものである。競争政策が委員会に委ねられ行政領域で機能し、通商政策的且つ経済政策的観点が重要な要素を占める指令に従うとの制度的観点も重視されてよいであろう。

E u G H は Ge I の二年間の活動からみて Ge I の管轄を拡大するべきか否かという問題について再検討をすべき時期にきているといつてよいであろう。特に Ge I が E u G H の提案にみられるように七人の裁判官をもって構成されるのではなく、現在一二人の裁判官により構成されている以上よいその管轄拡大の是非が検討されなければならないであろう。⁽¹⁰⁾

3 移送

R 決定一四条はG e I 設置乃至公報 (Amtsbau)⁽¹¹⁾ によるその公表の時にE u G H に係属している争訟事件の第一審裁判所への移送について規定している。E u G H 手続規則四四条 I 項に規定された事前報告書 (Vorbericht) がE u G H に提出されていないときこの種の事件は第一審裁判所に移送されなければならないとされた。

4 管轄をめぐる紛争

E u G H 規則 (Satzung) 四七条は、訴状又はその他の書面が誤って管轄権なき裁判所の事務局長 (Kanzler) に提出されたときは、右事務局長はこれを遅滞なく管轄裁判所であるE u G H 又はG e I の事務局長に送付しなければならないとしている。G e I が提起された訴につきE u G H が管轄権を有し自らに管轄権なしとした場合訴訟をE u G H に移送する。これに対し逆の場合すなわちE u G H が自らに管轄なしと判断したときは当該事件をG e I に移送し、移送を受けたG e I は管轄権の不存在を判示することはできない。残念ながら、管轄権なき裁判所への訴状乃至その他の書面の提出を以て期日の利益が護られる旨の規定を欠いているが、E u G H もG e I もともにこの場合「手続の一般原則に従って (nach allgemeinen Verfahrensgrundsätzen) 判断しなければならぬことになるであろう」⁽¹²⁾。

規則四七条三項は実質的権限紛争について規定している。同条によればG e I はE u G H 及びG e I に同一の訴訟物、同一の解釈問題、同一の法律行為の効力を対象とする訴訟が係属しE u G H の判断が待たれる場合、当事者を審訊した後に手続を中止することができるものとされている。E u G H は上記のケースで同じくE u G H の手続を中止してG e I の判断を待つ可能性も与えられている。

5 管轄制限

EWGV一六八条a一項二文は、GeIの管轄の一定の制限を規定している。同条によればGeIは、①構成国又は共同体機関の提起した法律問題および②EWGV一七七条の先行判決についても管轄権を有しないものとされる。これらの事件については従来通りEUGHの専属管轄が認められる。①事件についてはともかくとして、先行判決手続の管轄をEUGHに残した点は重要である。EUGHは特にEWGV一七七条により国内裁判所からEUGHに提出された競争法の問題について管轄権を有する点は重要であると思われる（EWGV八五条以下）。

- (1) Art. 3 lit. a des Ratbeschlusses.
- (2) Art. 197 EWGV.
- (3) Art. 3 I lit. e des Ratbeschlusses.
- (4) Art. 3 II des Ratbeschlusses.
- (5) Rabe, a. a. O., S. 3042.
- (6) Everling, EuR 1988, S. 344.
- (7) Rabe, a. a. O., S. 3043.
- (8) Rabe, a. a. O., S. 3043.
- (9) Neyer, Betr. 1988, S. 2393.
- (10) Rabe, a. a. O., S. 3043.
- (11) Art. 13des Ratbeschlusses 同条は一九八九年一月三十一日施行された。(ABIEG Nr. L 317 v. 31. 10. 1989, S. 48)
- (12) Rabe, a. a. O., S. 3043.

四 構 成

1 裁判官数

E u G H の提案に反対して理事会は、G e I が一二の構成国から構成される旨決定した（R 決定二条一項）。したがって一二の構成国から各一名の裁判官が任命される。裁判官の任期は六年である。うち一部を三年毎に新任することになるが、このローテーションは職務の継続性からみて必要なことと考えられている。しかし反面、同じ構成をとる E u G H にあっては、それが別の問題を惹起している点に注意しなければならない。⁽¹⁾ 任期満了裁判官の再任は E u G H におけると同様認められている（E W G V 一六八条 a 三項）。再任は原則として当然のこととして受取られている。ただし、六年の任期は E u G H 及び G e I の機能及び重要性からみて短期に過ぎるように考えられるからであるといわれる。⁽²⁾ 我が国の最高裁判事につき定年の定めはあっても任期の定めがなく、ドイツ連邦憲法裁判所の判事の任期が二年であることからみてもそれは容易に理解できるものと思われる。

G e I の所長は右裁判所の裁判官の中から選任される。⁽³⁾ 任期は三年である。初代所長は構成国政府が相互協議の下にこれを選任した。それは構成国が R 決定二条一項により自らに認められた権限を行使した結果である。R 決定二条一項によれば構成国政府が所長の選任を裁判官の互選とする可能性も認められていたが、各構成国政府はこの方法をとらなかった⁽⁴⁾のである。

2 部の構成

R 決定二条四項によれば、G e I は三人〜五人の裁判官からなる部を設置するものとされている。部の構成及び各部への事件の配分は、同裁判所手続規則にしたがって行われる。G e I の管轄範囲内で専門部を設けることも適切で

あろうし、それが否定されているわけではない。例えば公務員身分関係事件部、E G K S 事件部、競争法事件部等が考えられる。部の構成は各業務年度初めに官報 (Amtsblatt) に公表されることが望ましい⁽⁵⁾。裁判官が各専門部に最低三年所属することが専門部を設けた趣旨乃至職務の継続性の観点から望ましい。しかしながら現在のところ専門部は設けられていない。

R 決定二条四項二号によると G e I は一定の場合、連合法廷 (Volitzung) を開くことができるものとされている。同号の重要性については若干の疑問もないわけではない。基本的法律問題について一つの部の判断が他の部の判断と異なるにいたるときに連合法廷による判例統一も考えられないわけではないが、判例統一の方法としては E u G H への上訴もあるからである⁽⁶⁾。しかしながら G e I も E u G H と同様その職分管轄の範囲内で相当に重要な事件を審判するのであるから、判例統一という観点もさることながら、この観点からも連合法廷を開く余地を規定したことは意味のあることと評価される。

3 法務官 (Generalanwalt)

法務官はフランス Conseil d'Etat の Commissaires du Gouvernement やドイツ行政裁判手続における公益代表者 (Vertreter des öffentlichen Interesses) に類似するものであるがこれらと異なる点は独立性の強い機関であるという点に求められる。法務官については E u G H 構成法一〇条に規定されている。その職務は完全な独立性及び中立性のもとで法律問題についてヨーロッパ法的観点から判断し詳細な理由付を伴う結論的意見 (Schlussanträge) を提出することにある。E u G H の法務官の意見は E u G H によって尊重されるのが慣例であり、右意見は原則として極めて高い評価を与えられる。E u G H は G e I に法務官を置く旨の提案をした。それは G e I の法務官の役割が判例統一の保証及び判例の基本線の確定という使命を補佐する点にあると考えられた。これに対して、G e I の役割は G e I が確定す

べき事実関係に E u G H の判例を適用することであり、この役割との関係では法務官は必ずしも必要ではないとの見解もあつた。そのため理事会は法務官を置く旨の提案を容れなかつた。勿論右の提案があつたのであるから、これに伴つて若干の妥協はしていなければならぬ。すなわち R 決定二条三項によれば裁判所の構成員(判事)は法務官の職務を行使する旨要請されることがあると規定している。そこで具体的にある法律事件について、法務官の職務を委嘱された構成員は当然のことながら当該事件の判決に参加することは許されないものとされている。⁽⁷⁾ 法務官の立場が公益(ヨーロッパ法的観念)代表的性格を有しているとすれば、⁽⁸⁾ G e I の管轄事件についても判決が公益を無視しえないものである以上は法務官の意見を必要とする应考虑すべきである。その必要性は上訴裁判所である E u G H に法務官がいることによつて阻却されるべきではないように思われる。けだし、G e I かぎりでは訴訟が終了することがあるからである。

法務官を付すべき法律事件の選択基準は G e I 手続規則による。すなわち事実関係の複雑な事件乃至は法律解釈の困難な事件が法務官任命の必要のある事件とされているのである。法務官の任命は一年毎に各業務年度の最初になされ、官報 (Amtsbalt) に掲載される。

G e I 手続規則新四六条は E u G H 規則一八条四項の規定とは内容を異にしている。E W G V 一六六条二項、E u G H 規則一八条四項によれば、法務官は口頭弁論(公開)でその結論的意見を陳述することができるのに対して、G e I の法務官はその結論的意見を書面により提出することができるにとどまるといふ点、⁽⁹⁾ 両者の相違点である。法務官のこの書面の提出も有意義であると思われるし、それが当該法務官の選択した国語により提出されるにとどまらず法廷語で提出されることが望ましいといわれる。問題は期日に口頭で陳述できるか、あるいは書面で提出できるかという点よりも、当該意見をめぐつて両当事者が主張をつくす機会が当事者に与えられているかどうかという点である。

- (1) Vgl. Madenzie-Stuart, EuR 1988, S. 314.
- (2) Rahe, a. a. O., S. 3044.
- (3) Art. 2 II des Ratsbeschlusses.
- (4) Rahe, a. a. O., S. 3044.
- (5) Rahe, a. a. O., S. 3044.
- (6) Rahe, a. a. O., S. 3044.
- (7) Art. 2 III Unterabs. 4 des Ratsbeschlusses.
- (8) 法務官の性格について斎藤哲・前掲論文参照。
- (9) Art. 46 III der Satzung.

五 結びにかえて

EGの統合の発展に伴う訴訟事件数の増加に直面してEUGHは事件処理能力の限界にきているというのが現状であろうし、GeIもやがては同様の事態に陥るであろう。将来加盟国数の増大、EGの機構及び機能の拡大という事態をも考慮に入れた場合、EUGHの負担軽減を目的にGeIを設置するといったような付焼刃的な対応ではなく、本格的審級制の導入も考えなければならないことになるであろうし、またドイツのように各種特別裁判所による裁判権の分掌という方法も検討の対象としなければならないであろう。おそらくそれはEG法又はEUGHないしGeIに関係する実務家・研究者を含めてすべての法律家の一致した認識ではないかと思われる。これが一九九二年八月五日LuxemburgのEUGH、GeIにChristian Kohler博士を訪問して昼食をとみながら両裁判所の現状を聴取した結果私のもった率直な感想である。ここで文献その他で御世話いただいた同博士に対して記して感謝の意を述べておきたい。